

会員互助会会則

(名称並びに事務所)

第1条 この会は、公益社団法人四日市市シルバー人材センターの会員互助会（以下「会」という）と称し、事務所は公益社団法人四日市市シルバー人材センター（以下「センター」という）の事務所に置く。

(目的)

第2条 この会は、センターの理念に基づき社会参加の輪を拓き、健康と生きがいを基調に会員相互の親睦、共助、福利の増進、地域社会への貢献に努め、連帯意識の向上を図り、以ってセンターの発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 会員相互の親睦と交流を目的とした慰安、娯楽に関する事。
- ② 会員の文化、教養、趣味の向上に関する事。
- ③ 会員又はその家族の慶弔給付に関する事。
- ④ 会員の体力づくり等健康に関する事。
- ⑤ 会員の地域貢献、資質の向上、福利の増進に関する事。
- ⑥ その他目的達成に必要な活動。

(構成)

第4条 この会はセンターに登録された会員をもって構成する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|-------|
| ① 会長 | 1名 |
| ② 副会長 | 1名 |
| ③ 書記 | 1名 |
| ④ 会計 | 1名 |
| ⑤ 幹事 | 30名以内 |
| ⑥ 監査 | 2名 |

- 2 この会に顧問を置くことができる。顧問にはセンターの理事長又は副理事長があたるものとする。

(役員を選出)

第6条 役員は会員の中から選考委員会の推薦により選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 選考委員会は、役職毎に定数の推薦をしなければならない。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

- 2 役員に欠員が生じ、幹事会が補充の必要を認めたときは、幹事会において補充選出することができる。但し、幹事会で補充された役員は直近の総会で承認を得なければならない。
- 3 補充選出役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記は、会議等の開催案内及び議事の記録作成等、会の事務管理をする。
- 4 会計は、会計事務を処理する。
- 5 会長・副会長・書記・会計・幹事は幹事会を構成し活動全般の事項について議決する。
- 6 監査は、会の会計事務及び活動執行を監査し総会に報告する。

(総会)

第9条 総会は、会の最高意思決定機関とし、定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回5月に開き、臨時総会は会員の3分の1以上の者から開催の請求があったとき、又は幹事会が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、会員の過半数以上の出席(委任状を含む)がなければ開催することができない。
- 4 総会の議長は、総会出席者の中から選出する。
- 5 総会に提出すべき議事は、次のとおりとする。
 - ① 会則の制定及び改廃
 - ② 活動計画及び予算の決定
 - ③ 活動報告及び決算の承認
 - ④ 役員を選出及び承認
 - ⑤ 会員の3分の1以上の者から提案のあった事項
 - ⑥ その他幹事会に於いて必要と認めた事項
- 6 総会にかかる前項議事については出席者の過半数をもって議決する。

(幹事会)

第10条 幹事会は、第8条の役員を以って構成し、3分の2以上の出席がなければ開催できない。

- 2 幹事会の議長は、会長があたる。
- 3 幹事会は、年3回以上開催しなければならない。
- 4 幹事会は、次の事項の総会議案作成と総会決定に基づく活動の執行にあたる。
 - ① 会則の制定案及び改廃案について
 - ② 活動計画案及び予算案について
 - ③ 活動報告案及び決算案について
 - ④ 規則、規程、要綱の制定、改廃及び疑義を生じた時の解釈について
 - ⑤ その他活動に必要な事項について

(常任幹事会)

第11条 幹事会の下に常任幹事会を設置することができる。

- 2 常任幹事会は、会長、副会長、書記、会計の他、幹事の中から若干名を選出する。
- 3 常任幹事会は、活動計画の遂行、活動給付金の審査及び各地区活動の均衡発展に努める。

(会 計)

第12条 この会の収入は、会費、補助金若しくは助成金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会 費)

第13条 会費は、年額会費と月額会費の2種類とする。

2 年額会費は、1,200円とし、毎年度の始めにセンター会費と併せて納入する。

但し、年度の途中で会員となったときは、センター会費と併せてその日に納入する。

3 月額会費は、配分金及び賃金の受給時にその1%を納入する。但し、100円未満の端数は切り捨てる。(1ヶ月の配分金が1万円以下の場合、月額会費は免除される)

4 納入した会費は、理由に関係なく返還しない。

(慶弔等の給付)

第14条 この会の慶弔等の給付については、別に定める規定により給付する。

(クラブ等の助成)

第15条 この会は、別に定める規定により、次の各号のいずれかに該当する同好会等の活動及び地区会員の親睦行事などの活動費に助成することができる。

① 教養に資する活動

② 健康増進に資する活動

③ 趣味娯楽に関する活動

④ 地域貢献、ボランティアに関する活動

(助成金の決定)

第16条 前条の助成金は、予算の範囲内で別途定める助成金交付要綱に基づき、常任幹事会で審査し交付する。

(手続き)

第17条 助成金の交付を受けようとする同好会等の代表者は、助成金交付要綱に基づく活動計画、予算計画、その他の書類を会長に提出するものとする。

2 同好会等の代表者は、助成金の交付を受けた活動の経過と収支の報告を当該年度の終了後1ヶ月以内に会長へ報告しなければならない。

(委 任)

第18条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、幹事会に諮って別に定める。

附 則 この会則は、平成14年6月1日から施行する。

この会則は、平成17年6月1日から施行する。

この会則は、平成19年6月1日から施行する。

この会則は、平成20年6月1日から施行する。

この会則は、平成21年6月1日から施行する。

この会則は、平成22年6月1日から施行する。

この会則は、平成23年6月1日から施行する。